

亀山市職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市規則第9号

亀山市職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

亀山市職員の通勤手当に関する規則（平成17年亀山市規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(支給日等)</p> <p>第12条 [略]</p> <p>2 支給単位期間等に係る通勤手当の支給日前において<u>離職（職員が離職の日又はその翌日（当該翌日が亀山市の休日</u><u>を定める条例（平成17年亀山市条例第2号）第1条第1項に規定する市の休日に当たるときは、当該翌日後において当該翌日に最も近い市の休日でない日を含む。）</u>に新たに給料表の適用を受けることとなる場合の離職を除く。以下同じ。）をし、又は死亡した職員には、当該通勤手当をその際支給する。</p> <p>[3 略]</p>	<p>(支給日等)</p> <p>第12条 [略]</p> <p>2 支給単位期間等に係る通勤手当の支給日前において<u>離職し、又は死亡した職員には、当該通勤手当をその際支給する。</u></p> <p>[3 略]</p>
備考 表中の [ ] の記載は注記である。	

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。